

介護保険制度が変

介護保険は、介護が必要になったときに安心してサービスが受けられるよう社会全体で支え合う制度です。人口構成やサービスが必要な人の変化などに対応するため、3年ごとに見直しを行っています。費用負担が公平になるよう、保険料、自己負担割合などが改正されます。

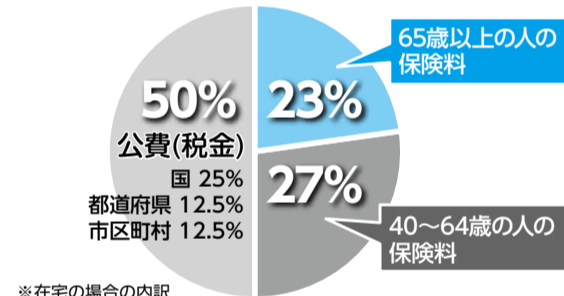
30～32年度の65歳以上の介護保険料が変わります

介護保険料は、サービスの提供に必要な費用の総額や、65歳以上の被保険者数の見込みなどを基に、3年ごとに改正されます。

27～29年度の65歳以上の被保険者数は約4万6,000人～4万9,000人、市が提供する介護保険サービスの総額は約297億円でした。

30年度からの3年間で65歳以上の被保険者数は、約4万9,000人～5万人、市が提供する介護保険サービスの総額は、63億円増加の約360億円を見込んでいます。高齢者や要介護・要支援認定者の増加などに対応していくために、本市の30～32年度の保険料と所得段階ごとの対象者の内容を改正しました。また、国の方針を踏まえて、公費を投入することにより、引き続き低所得者に対する軽減を行います。

■30～32年度の介護保険料の負担割合



保険料と所得段階内容を改正します

65歳以上の人の介護保険料は、市の介護サービスに必要な費用などから算出された総額を基に基準額を決定しています。30～32年度の基準額は5万6,940円(第5段階)になりました。

30年度に納める保険料は、前年の所得と世帯状況に応じて15段階に分けられます(右表)。

合計所得金額は、年金・給与などの収入から必要経費を差し引いた金額の合計で、扶養控除などの控除額を引く前の金額です。第1段階の()内は、低所得者に対する軽減実施後の保険料率と保険料額になります。年間保険料額や支払方法などは、7月に送付する「平成30年度介護保険料額決定通知書」でお知らせします。

自己負担割合「3割」が新しく設けられます

介護保険を利用したときの自己負担割合は、今まで1割と2割でしたが、8月1日から、特に所得の高い人を対象に新しく3割が設けられます。自己負担割合は前年の所得状況で判定し、

■30～32年度の65歳以上(第1号被保険者)の介護保険料

| 所得段階 | 対象者 | 保険料率 | 年間保険料額 |
|-------|---|--|------------------------|
| 第1段階 | 生活保護を受けている人 | 0.50 (0.45) | 2万8,470円 (2万5,630円) |
| | 老齢福祉年金を受けている人 | | |
| 第2段階 | 本人が住民税非課税 同じ世帯に住民税課税者がいない (世帯全員が住民税非課税) | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 3万7,020円 |
| | | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超えて120万円以下の人 | |
| 第3段階 | 本人が住民税非課税 同じ世帯に住民税課税者がいる | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が120万円を超える人 | 4万2,710円 |
| 第4段階 | | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人 | 5万1,250円 |
| 第5段階 | 本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が | 前年の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人 | 5万6,940円 【基準】 |
| 第6段階 | | 120万円未満の人 | 6万5,490円 |
| 第7段階 | 本人が住民税課税で 前年の合計所得金額が | 120万円以上200万円未満の人 | 7万4,030円 |
| 第8段階 | | 200万円以上300万円未満の人 | 8万5,410円 |
| 第9段階 | | 300万円以上400万円未満の人 | 9万1,110円 |
| 第10段階 | | 400万円以上500万円未満の人 | 9万6,800円 |
| 第11段階 | | 500万円以上600万円未満の人 | 10万8,190円 |
| 第12段階 | | 600万円以上700万円未満の人 | 11万9,580円 |
| 第13段階 | | 700万円以上800万円未満の人 | 13万970円 |
| 第14段階 | | 800万円以上1,000万円未満の人 | 13万6,660円 |
| 第15段階 | | 1,000万円以上の人 | 14万2,350円 |

動物は正しく飼いましょ

次のことに注意して、動物を適切に飼いましょ。

- ① 迷子札やマイクロチップをつける
- ② 人をかんだ時は保健所に届け、狂犬病の検診を受けさせる
- ③ 猫は感染症や交通事故などから守るため屋内で飼う
- ④ 糞尿は飼い主が責任を持って処理する
- ⑤ 91日齢以上の犬・猫を10頭以上飼う場合、保健所へ届け出る
- ⑥ 不妊去勢措置を行う
- ⑦ 万一飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探す(保健所・動物愛護センターでもお手伝いしています)
- ⑧ 災害時に、飼っている動物と同行避難できるように準備をする

■「犬の正しい飼い方・しつけ方教室」を定期的開催

学校の授業や地元の勉強会などに講師を派遣します。問い合わせは、習志野健康福祉センター(475)5151、千葉県動物愛護センター(0476)5711、同東葛飾支所(047191)0050、公益財団法人千葉県動物保護管理協会(043)2147814へ

(健康福祉課)

6月議会は6月4日(月)開会

■日程 ▼6月4日(月)開会 ▼11日(月)・12日(火)一般質問 ▼13日(水)一般質問、質疑 ▼18日(月)・19日(火)各常任委員会 ▼27日(水)総括審議 ※それぞれ午前10時開会

■本会議と委員会は傍聴できます 傍聴を希望する人は、市役所4階議事事務局で手続きをしてください。▼本会議 当日午前8時30分から会議終了まで受け付け。先着58人 ▼委員会 開催予定時刻30分前から会議終了まで受け付け。各委員会先着10人。受け付け開始の時点で傍聴希望者が10人を超える場合は抽選となります

■インターネット中継 本会議を市ホームページで生中継します。会議の翌日(市の休日を除く)からは、録画中継で見ることができます。詳しくは、議事事務局議事課(483)1151(代表)へお問い合わせください

千葉県信用保証協会が創業スクールを開催

創業計画書の作成をゴールに、創業スクールを開催。経験豊かな中小企業診断士がしっかりとサポートします。無料個別相談会も実施。最終日には創業経験者の先輩社長からの講演を行います。これから創業を考えている人、創業して間もない人対象。先着30人。受講料は無料です。

▼日時 7月7日、28日の毎週土曜日午前10時～午後4時
 ▼場所 松戸市勤労会館 ▼申し込み 電話で同協会成長サポート部創業サポートチーム(043)311)5001または、同協会ホームページから (商工課)